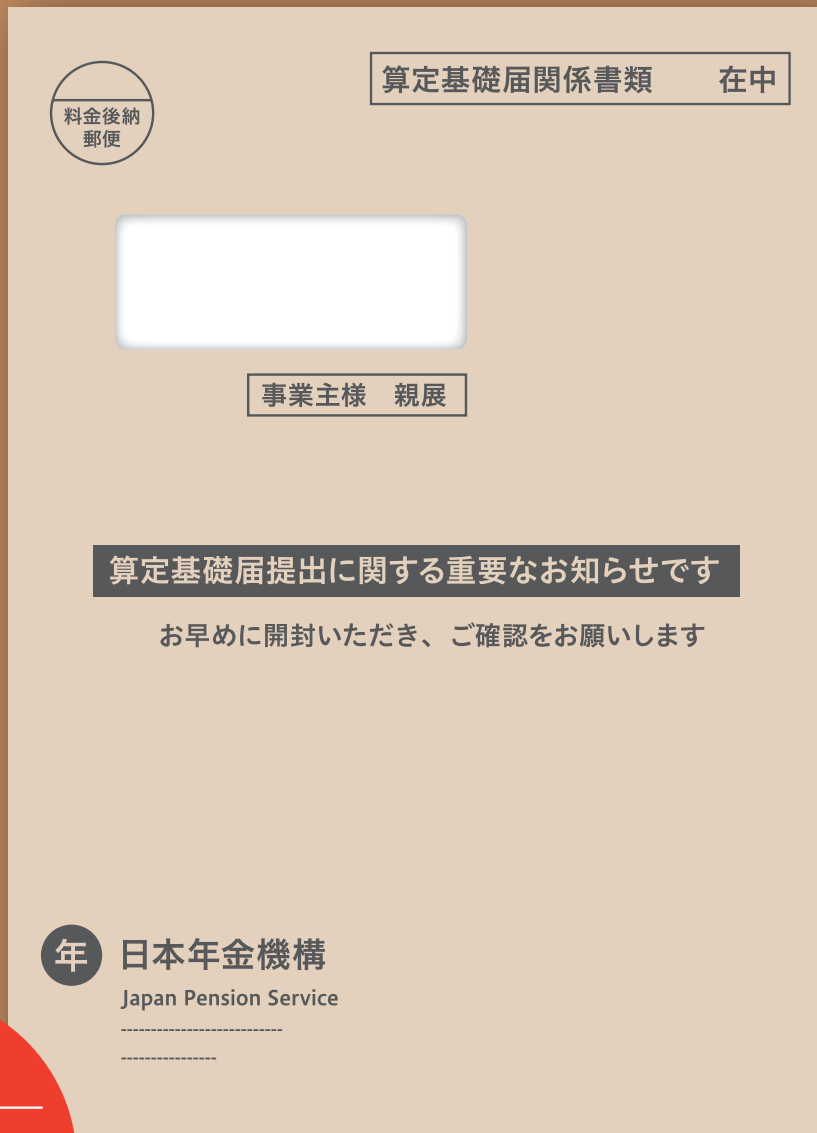


日本年金機構から、6月下旬頃に届く「社会保険報酬月額算定基礎届」

みらい創研へ。

この書類が届いたら



令和7年度
届出期間

7月1日



7月10日

令和7年度書類提出期限

業務依頼状、賃金台帳、出勤簿	6月30日まで
算定基礎届	到着次第

❗ 手続き遅れのリスクにご注意ください。

- ❗ 標準報酬月額の変更が反映されない
- ❗ 保険料の適正化が遅れる
- ❗ 行政指導や罰則の可能性
- ❗ 手続きの遅延による業務負担の増加
- ❗ 従業員や会社の不利益
- ❗ 将来の年金や給付に影響

お手続きのお問い合わせ・書類送付先



みらい創研社会保険労務士法人

〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2丁目8-10 あいおいニッセイ同和損保 仙台一番町ビル3F

TEL|022-796-5721 FAX|022-796-5722

✉ soumu-daikou@ts-future.com 🌐 <https://sendai-sr.jp>

みらい創研社会保険労務士法人では、 届書の作成・提出代行も承っております。

お気軽にお問い合わせください。

- 必要資料①～③を令和7年6月30日までに弊社へご郵送下さい。
(メールやFAX・チャットでも構いません)
- ④の算定基礎届については、年金事務所から届き次第、ご郵送下さい。
- 調査対象の案内が郵送されて来た場合、弊社では事前確認、立会い等のサービスをしています。
料金につきまして、別途お見積りいたします。



社会保険報酬月額算定基礎届

お手続きに必要な資料

① 業務依頼状

業務依頼状の送付をもって
受託となります。

② 賃金台帳1年分 (令和6年7月支給分～令和7年6月支給分)

下記に該当する場合、賃金台帳の余白もしくは別紙にてお知らせ下さい。

- 支給された給与に前月までの未払い分が含まれている場合や実費精算分が含まれている。
- その他特別な事情がある方については別途お知らせ下さい。

給与計算ご契約の場合は
不要です。

③ 出勤簿3ヶ月分 (令和7年4月支給分～令和7年6月支給分)

役員報酬のみの方、
月給で無欠勤の方は不要です。

④ 事業所名記載・代表者名記載の算定基礎届

前年の申請が
電子申請の場合は不要です。

代行料金のご案内

1人～49人	16,500円 + 人数加算 [1人2,200円] (税込)	調査対象事業所の書類確認又は提出代行は、別途お見積りいたします。月額変更届が必要な場合、別途1名当たり料金を頂戴します。
50人以上	33,000円～ + 人数加算 [1人2,200円] (税込)	

例：社保加入者3名の場合

16,500円 + (2,200円 × 3名) = 23,100円 (税込)

例：社保加入者50名の場合

33,000円 + (2,200円 × 50名) = 143,000円 (税込)

お手続きのお問い合わせ・書類送付先